

2018 年 12 月 7 日(金曜日)

「危険物等取扱責任者資格」の
有効期限は大丈夫ですか？

「危険物等取扱責任者」の資格を有している船員の皆さま、その資格には有効期限があり、5 年ごとの更新が必要です。5 年ごとの更新を忘れ資格が失効すると、再度認定を受けるためには、認定時と同じ要件を満たす必要があります。今すぐ、有効期限の確認をしましょう。

「危険物等取扱責任者」とは、平水区域以外を航行区域とする石油タンカー、液体化学薬品タンカーおよび液化ガスタンカーで危険物または有害物の取り扱いに関する業務に従事・管理できる資格を認定されている者です。

更新の要件(①または②の要件を満たした方)

- ① 有効期間満了日前 5 年以内に、船種別(石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー)に 3 カ月以上の乗船履歴を有すること。
- ② 有効期間満了日前 5 年以内に、消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止などに関する更新講習の課程を修了していること。

なお、②の更新講習の受講方法は、「通学」と「通信教育」があります。

更新手続き

乗船履歴で更新をされる方は船員手帳を、乗船履歴が 3 カ月未満の方は、更新講習機関(船災防など)発行の修了証書と船員手帳を持って、有効期間が満了する日前 6 カ月以内に、最寄りの地方運輸局などに申請してください。

※更新要件の乗船履歴(3 カ月以上)を有しておらず、乗船中などで「通学」が難しい船員の方でも受講できる、船員災害防止協会(船災防)主催の「危険物等取扱責任者資格更新講習(通信教育)」を案内します。

更新講習(通信教育)申し込みから終了までの流れ

- ・有効期間満了日の 12 カ月前から 2 カ月前までの間に、FA X または郵便で「更新講習申込書」を送付します
- ・申し込み後、教本、試験問題などが送付されます
- ・その教本で自学・自習した後修了試験の解答を送り返します

- ・船災防が採点して可否を判定し、合格であれば修了証書が発行されます

船災防の更新講習の詳細は、次のサイトをご覧ください。

<http://www.sensaibo.or.jp/data/index/2>

【参考】更新講習受講料(消費税別)

船災防の会員会社に所属されている方……………11、000 円
それ以外の方……………14、300 円

危険物等取扱責任者資格更新講習(通信教育)に関する
お問い合わせ先

船員災害防止協会 総務部

住 所 東京都千代田区麹町 4-5

TEL 03(3263)0918

FAX 03(3263)0610

メール info@sensaibo.or.jp

〔ファクスだより〕